

新しい中野をつくる10か年計画(第3次) 抜粋

---

戦略Ⅳ 生きる力・担う力育成戦略

展開1 安心して産み育てられるまち

展開2 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち

展開3 学びと文化を創造・発信するまち

## 展開 1 安心して産み育てられるまち

### 【対応すべき課題】

- ・一貫した相談支援体制の整備
- ・配慮や支援を必要とする子どもと家庭への支援の強化
- ・ライフスタイル\*に応じた子育てサービス、幼児教育の充実

### 【主な施策展開】

#### ○ 子どもの育ちを支える地域づくりを推進します

- ・すべての家庭が子育てに責任を自覚し自信を持って取り組めることをめざして、すこやか福祉センターを地域の子育てコミュニティの中核拠点として、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業\*を充実していきます。
- ・地域の子育てや育成活動を支えるために、地域の育成活動の中核となる人材を育てるほか、ボランティアの機会を紹介するなど新たな人材の育成につなげていきます。
- ・地域の育成活動の充実のため、地区懇談会等の活動を活性化し、地域の子育ての様々な課題に対して取り組みます。

#### ○ 妊娠から一貫した切れ目のない相談支援体制の整備を進めます

- ・すこやか福祉センターは、子ども総合相談窓口と連携しながら、すべての子どもの成長の経過を把握し、妊産婦や子育て家庭が必要としている支援へとつなげるための相談支援体制の整備を進めます。
- ・乳幼児健康診査事業を充実し、健康診査結果の活用や予防接種、子育て家庭の適切な健康管理の支援を行い、子どもの健康増進の推進に取り組みます。

#### ○ 配慮や支援を必要とする子どもと家庭への連携した支援を強化します

- ・産前・産後からの切れ目のない支援により、児童や家庭の状況に応じて、必要な支援を早期に実施することで、虐待の未然防止と支援体制の充実に取り組みます。
- ・乳幼児期から学齢期に至るまで、関係機関の連携により一貫した支援体制を構築し、発達課題や障害のある子ども・家庭への支援の充実に取り組みます。
- ・要保護児童対策地域協議会\*のネットワーク機能の強化や職員の相談対応能力の向上等の人材育成を進め児童相談の充実と強化に取り組みます。

○ 子育てサービス・幼児教育を充実します

- ・子育て家庭のそれぞれのニーズに応じた子育て支援の充実を図り、子育ての負担の軽減に取り組みます。
- ・ショートステイ事業等による養育支援などによって、ひとり親家庭への支援に取り組みます。
- ・全ての乳幼児に対し、家庭の理念や選択に即して、必要に応じた保育や幼児教育を受けられるよう、十分なサービスを提供します。
- ・民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図り、ライフスタイル\*に応じた保育の充実に取り組みます。
- ・職員の能力、専門性の向上を図るための合同研究や研修、情報共有を進め、幼稚園や保育施設等における幼児教育の充実に取り組みます。

## 展開２ 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち

### 【対応すべき課題】

- ・ 生涯にわたり学習する基礎を培う学校教育の充実
- ・ 様々な人々の連携による教育の充実
- ・ 発達の課題や障害のある子どもの教育の充実
- ・ 体力づくりの促進

### 【主な施策展開】

- **自らの道を切り拓き、生きる力を支える学力・社会性等の習得をめざした教育を展開します**
  - ・ 基礎的・基本的な知識及び技能や主体的に学ぶ態度を養い、課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を育むなど、生涯にわたり学習する基礎を培う学校教育の充実に取り組みます。
  - ・ 幼稚園や保育施設などと小学校の連携を強化し、幼児教育から学校教育への円滑な接続を図ります。
  - ・ 義務教育 9 年間の学びの連続性を踏まえた学力向上、体力向上、心の教育の充実を図り、一人ひとりを伸ばす教育の実践を通じた連携教育の推進に取り組みます。
  - ・ 学校再編を着実に推進し、一定の児童生徒数や学級数を確保することで子ども同士の交流など集団活動の良さを活かした活気あふれる学校運営を進め、質の高い教育環境の整備に取り組みます。
- **家庭・地域・企業など学校を取り巻く様々な人々の連携により教育を充実します**
  - ・ 学校、地域、家庭が連携・協働して学校教育の充実や多様な体験活動が展開できる体制を整備し、地域での体験活動等を通じて教育活動の活性化と充実に取り組みます。
  - ・ 地域の人が「自分たちの学校」として、学校教育に貢献し、学校運営を支援できるような参加の仕組みを充実・強化します。
- **発達の課題や障害等の配慮を要する子どもの教育を充実します**
  - ・ 全小中学校に特別支援教室を設置します。中学校の情緒障害等通級指導学級\*を増設します。巡回と通級による指導によって、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行い、特別支援教育\*の推進に取り組みます。
  - ・ 専門的職員による巡回支援により、不登校児童・生徒への個別的な支援や日

本語指導員や通訳者の派遣による日本語指導の支援など、配慮の必要な児童・生徒と不登校児童・生徒への支援の充実に取り組みます。

○ **子どもの体力づくりを促進します**

- ・乳幼児から健全な生活習慣を身に付けられるよう支援し、子どもの自発的な運動を誘発するための環境の整備などにより、遊びを通じた体力づくりを推進するなど子どもの体力向上を図ります。
- ・子どもの体力や身体状況に応じた体力づくりを進めるとともに健康への関心を深め、食育・健康教育の充実に取り組みます。
- ・スポーツ・コミュニティプラザ等において講習を実施することで、地域人材の発掘・指導力育成を行うとともに、地域で指導できる場を確保し、中学校の部活動支援を行います。

### 展開3 学びと文化を創造・発信するまち

#### 【対応すべき課題】

- ・ 伝統文化・芸術の継承
- ・ 生涯学習活動の支援
- ・ 地域の情報拠点としての図書館運営の推進

#### 【主な施策展開】

##### ○ 文化・芸術・生涯学習活動を支援します

- ・ 中野の歴史・文化遺産に対する文化財・無形民俗文化財の指定により地域の歴史・伝統文化の保護、継承に取り組みます。
- ・ 区民の誰もが、その生涯にわたって、学習の機会や場を持てるよう、区内の大学、民間企業、地域活動団体、NPO等と連携し、啓発等を行い、学んだ知識と培った経験を地域に活かす生涯学習の活動の促進に取り組みます。
- ・ 優れた文化・芸術に接する機会を設けるなど、若手芸術家が育ち、活動しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・ 哲学堂公園・歴史民俗資料館等を観光資源として再整備するとともに、中野駅等からの回遊性をつくりだす等、面としてのにぎわいの創出に取り組みます。
- ・ 区内の歴史や伝承の発掘や体系的叙述、発信などによって歴史・文化を継承し、都市観光の資源として活かしていきます。

##### ○ 魅力ある図書館運営を推進します

- ・ 図書館は、地域の情報拠点として、中野区にゆかりのある作家・文化人や観光資源情報、郷土に関する資料の収集・発信をするほか、各館ごとに専門性を強めて、個人や地域の高度な学習活動への支援に取り組みます。
- ・ 地域開放型学校図書館\*の整備を計画的に進め、家庭、学校、地域、図書館が連携して読書活動の推進に取り組みます。

## 戦略Ⅳ

### 生きる力・担う力育成戦略(育つ伸びるなかの)

#### 展開 1 安心して産み育てられるまち

##### 《10年後のまちの姿》

「安心して産み育てられるまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 家庭が子育てについての責任を自覚し、自信を持って子育てを行うことができるように、妊娠・出産期からの一貫した相談・支援体制が整っています。
- 地域の子育て支援の拠点の整備が進み、親同士の交流や、子どもたちの様々な活動が行われています。
- 地域で子育て支援者やコーディネーターの育成が行われ、育成活動のネットワークが広がり、地域全体で子どもの育ちを支えています。
- 虐待や発達課題など、個別的な支援を必要とする子どもへの一貫した支援が、関係機関の連携のもとに推進されるとともに、地域での理解が浸透しています。
- 家庭は、子どもや家庭の事情に応じて必要な子育て支援サービスを利用して、安心して子育てができています。
- すべての乳幼児が、必要に応じた保育や幼児教育を、家庭の理念や選択により受けることができるよう、十分なサービスが提供されています。
- 地域や行政の様々な協力や支援によって家庭は充実した子育てを行い、出生率が向上しています。

##### 《現状と課題》

初婚年齢は、全国的に年々高くなり、中野区においても晩産化の傾向が続い

ています。また、中野区の合計特殊出生率\*は、近年増加傾向ではありますが、東京都、23区全体よりも低い傾向です。都市部特有の核家族化、地域コミュニティの希薄化により、孤立した環境の中で子どもを産み育てることへの不安や困難さを感じやすい状況にあり、家庭の育児負担が大きくなっています。

出産直後の母体保護、健康保持に重点を置いた支援策や、里帰り先のない妊産婦を支援していく仕組みが十分ではありません。安心して出産・育児をするために、切れ目なく支援する体制が求められています。

産前・産後のサポートを充実し、育児不安を抱える家庭への切れ目ない支援を行い、関係機関が連携して一貫した支援体制を構築するなど、相談の充実や関係機関・地域と連携して子どもの状況を把握し、成長過程を通じ一貫した支援を行う必要があります。

虐待の要因も子育てに関する悩みや疾病、家庭内暴力などと複雑化しています。虐待の未然防止・早期対応には養育状況を把握し、適切な支援を行うことが必要です。

障害や発達に課題がある子どもが増加傾向にあります。特別な支援が必要な子どもが地域ですこやかに成長していくためには、家族や地域での理解が必要不可欠です。

また、ひとり親家庭など支援を必要とする子どもと家庭が自立した生活を送っていけるよう支援します。

乳幼児期における教育・保育は、子どもにとって極めて重要なプロセスです。これまで、区立保育園の民営化や区有地を活用した認可保育所整備、認可小規模保育事業所の開設など、様々な保育サービスの拡充に努めてきましたが、保育施設の希望者は年々増加しており、依然として待機が生じています。

さらに、乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。幼稚園、保育施設のいずれを利用した場合でも、すべての乳幼児が家庭の理念を踏まえた適切な幼児教育を受けることができるよう、教育・保育環境の整備が求められています。

## 《施策の方向》

### ア 子どもの育ちを支える地域づくり

### イ 妊娠から一貫した切れ目のない相談支援体制の整備

### ウ 配慮や支援を必要とする子どもと家庭への連携した支援の強化

### エ 子育てサービス・幼児教育の充実



施策 **ア**

子どもの育ちを支える地域づくり

(1) 目標とする姿

地域の中で育成活動のネットワークが広がり、社会全体で子どもの育ちを支えています。その中で、次代の担い手である子どもたちは、様々な世代の人との交流や豊かな体験を通じて成長しています。さらに、子どもの安全を守る活動が充実しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
子育ての自主的な取組や地域の育成活動などに参加した大人の人数	地域全体で子どもの育ちを支えていることを示すため	15,799 人 (26 年度)	18,000 人	19,000 人
地域の育成活動に参加した子どもの人数	子どもの地域への関わりや交流の状況を示すため	23,030 人 (26 年度)	24,000 人	25,000 人

(3) おもな取り組み

① 地域の子育てコミュニティの拠点づくり

(担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野)

すこやか福祉センターは、地域の子育てコミュニティの中核拠点として、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業\*を充実していきます。また、講座などを実施して子育て中の親に学びの場を提供していきます。

子育てしている保護者の孤立感や不安解消のため、乳幼児親子が交流し、相談を受けることができる子育てひろば事業\*について、すこやか福祉センターや

キッズ・プラザ、保育園、学童クラブ、商店街など身近な場所を活用して展開します。

地域で乳幼児親子の交流事業を行っている団体間の情報共有など育成者の連携によって、地域の子育て支援ネットワークの強化を図ります。

## ② 地域の育成活動等の充実と育成者支援

(担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野 子ども教育部 子育て支援分野)

地域の子育てや育成活動を支えるために、地域の育成活動の中核となる人材を育てるほか、ボランティアの機会を紹介することなどにより、新たな人材の育成につなげていきます。

地域で子育て支援活動を行う団体等に対し、研修・講演会等の実施による人材育成や広報活動への支援を充実します。地区懇談会の活動を活性化し、地域の子育ての様々な課題に対して協議や取組を行っていきます。

キッズ・プラザを全小学校内に整備するとともに、学童クラブを適正配置し、放課後の子どもたちの安心安全な活動拠点を整備します。

また、U18 プラザを廃止し、中高生の社会参加の支援については、地域とのつながりや社会貢献に向けた事業を、民間等を活用しながら実施していきます。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域子育て支援拠点事業実施</li> <li>○ 地域の人材育成の仕組みを構築</li> <li>○ 地域のネットワーク強化等、子育て支援の仕組みづくり</li> <li>○ 小学校内へのキッズ・プラザ整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域子育て支援拠点事業の拡充</li> <li>○ 地域の育成活動の支援の推進</li> <li>○ 民設民営学童クラブ整備</li> </ul>		



施策 イ

妊娠から一貫した切れ目のない相談支援体制の整備

(1) 目標とする姿

妊娠から出産、育児にいたる一貫した支援体制が整備され、支援が必要な家庭は把握されています。適切な相談支援を受けることで、育児等への不安や孤立感は解消され、保護者は自信と自覚を持って子育てに臨んでいます。さらに、子どもたちには、将来につながる健康づくりの意識付けをしています。

また、安心して充実した子育てのできる環境が整い出生率が向上しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
子育てに困難さを感じている乳幼児の保護者の割合	支援により、困難さの軽減が進んでいることを示すため	23% (26 年度)	20%	15%
大きな戸惑いを感じることなく子育てをしている保護者の割合	自信や安心感を持って子育てに取り組んでいることを示すため	87.2%	93%	100%
合計特殊出生率*	安心して子育てに取り組んでいることを示すため	0.99 (26 年)	1.12	1.26

### (3) おもな取り組み

#### ① 切れ目のない一貫した相談・支援体制の整備

(担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野、子ども教育部 子育て支援分野)

すこやか福祉センターは、子ども総合相談窓口と連携しながら、妊娠・出産期の母子に対する心身のケア、助産師・地域の子育て経験者等による相談支援を実施します。

妊娠期には面接を通じて出産や産後の相談、個別の支援プラン作成や支援を実施します。産後は戸別訪問の実施に加え、ハイリスク・要支援の場合には更に面接により育児や健康面の相談、子育て支援サービスの紹介等を行います。その後の健診の機会や利用している保育施設などで、養育上支援が必要と把握された家庭へは、訪問等により相談、必要な支援の紹介を行っていきます。

ホームページや区報、情報通信技術（ICT）の進歩に合わせた様々な情報媒体を活用し、妊娠中から出産に向けてのアドバイスや、子どもの年齢に応じた適切な子育て支援情報を提供できる体制を構築し、妊娠期からの情報を一元的に集約することでコーディネート機能を強化し、妊産婦や子育て家庭が必要としている支援へとつないでいきます。


#### ② 子どもの健康増進の支援

(担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野)

乳幼児健康診査事業を充実するとともに、かかりつけ医の推進を図ります。身近な相談先を確保し、子どもたちの生育や発達状況の把握や課題の早期発見を図っていきます。また、すこやか福祉センターは関係機関と連携しながら、一人ひとりの子どもの生育に関わる情報を共有し、健康診査結果の活用や予防接種、正しい食生活の学びを通じ、子育て家庭の適切な健康管理の支援を行います。

幼児期からの活発な運動を促し、身体づくりとともに運動機能の維持・向上を図り、規則正しい健康的な生活習慣を確立し、生涯にわたる健康づくりの基盤を築く支援を行います。また、食育講習会をはじめ、健康づくりを推進するための講座等を実施し、栄養改善の知識の普及と食生活習慣の改善の支援を図ります。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
<p>○ 出産前後の母子に対する心身ケアと相談支援の充実</p> <p>○ 子育て相談支援システムの再構築（母子保健情報を含む）</p> <p>○ 個々の状況に応じた新たな情報提供の仕組みの構築（メール、アプリ、ホームページ等の連携した情報提供）</p>	<p>○ 子育て相談支援システムの運用（子ども、子育て家庭情報の一元管理による支援の充実）</p> <p>○ アプリ等を活用した情報提供の実施</p>	<p>○ 妊娠・産後子育て・幼児期のステージと支援データを活用した相談支援強化</p>	

施策 **ウ**

配慮や支援を必要とする子どもと家庭への  
連携した支援の強化

(1) 目標とする姿

子どもと家庭への適切な支援のため、子ども家庭支援センターを中心として、関係機関等の連携による一貫した相談支援体制が整備、充実され、虐待等の未然防止、早期把握と迅速な対応がとられています。

また、子どもたちの自立した生活に向かう成長のため、一人ひとりに応じた支援や適切な教育が行われています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
新たに発生した虐待件数(年間)	相談や支援体制の充実により、虐待の予防が図られていることを示すため	80 件 (26 年度)	減少	減少
虐待件数のうち改善された割合	支援などの適切な対応により、子どもやその家庭の改善状況が示されるため	37.8% (26 年度)	50%	70%

(3) おもな取り組み

① 虐待の未然防止と支援体制の充実

(担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野、子ども教育部 子育て支援分野)

産後ケア、産前・産後サポート事業を実施するとともに、子育て専門相談とグループ支援を強化し、産前からの育児不安を抱える母親に対する妊娠期からの切れ目ない支援により育児不安解消を図っていきます。

こんにちは赤ちゃん訪問、乳児健診におけるメンタルアンケート等を活用するほか、区や、保育園、学校、児童相談所、警察等の関係機関から構成される要保護児童対策地域協議会\*の連携を強化し、支援が必要な児童や家庭の状況を早期に把握し、個別の状況に応じて必要な支援を早期に実施することで、虐待防止につなげていきます。

さらに、虐待防止について、区民の理解を深め、意識を高めるための啓発を行います。

## ② 発達の課題や障害のある子ども・家庭への支援の充実

(担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野、子ども教育部 子育て支援分野ほか)

発達の課題や障害のある子どもに対して、関係機関の情報共有と連携により一貫した支援体制を構築し、支援を推進するとともに区民への啓発を充実し、発達の課題や障害があっても地域で育ち、教育を受けることができる環境を整備します。

また、障害や発達に課題のある児童が、必要な療育などのサービスを受けられるよう、民間活力を活用し、障害児通所支援施設の基盤整備を推進します。

保育園や幼稚園等での障害児の受け入れや自宅で保育を受けられる居宅訪問型保育事業\*を進め、集団保育が困難な乳幼児への保育サービスの提供を図っていきます。

## ③ 児童相談・支援体制の充実・強化


(担当：子ども教育部 子育て支援分野)

すこやか福祉センターごとに緊密な情報連携を図り、要保護児童対策地域協議会\*のネットワーク機能の強化や児童相談の充実を図ります。また、対象年齢別の支援のための会議を開催し、身近な機関が連携して地域で子どもの見守りができる体制を構築します。

虐待の未然防止・早期発見や保護等の法的措置から家庭復帰までの切れ目ない一貫した支援を実施するためには必須である、児童相談所の移管に向けて、国・都に強力で働きかけます。学校、保健所、福祉事務所などの関係部署の連携強化や一時保護所の設置、職員の相談対応能力の向上等の人材育成を進め、様々な場合への対応力の強化を図ります。



実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊婦への医療職面接による育児不安等の解消と包括的支援</li> <li>○産前・産後支援事業による母親への支援</li> <li>○要保護児童対策地域協議会*と地域の連携強化</li> <li>○集団参加型の発達発育支援事業の充実</li> <li>○サービス等利用計画*に基づく支援の充実</li> <li>○南部障害児通所支援施設開設・障害児通所支援事業*の充実</li> <li>○居宅訪問型保育事業*の実施</li> <li>○児童相談所の移管に向けた都区協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの包括ケア体制の充実</li> <li>○乳幼児期から小中学校まで、継続した支援の充実</li> <li>○児童相談所の移管に向けた準備（施設整備、人材育成、システム構築など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童相談所の移管</li> </ul>	<div style="text-align: center; margin-top: 100px;">  </div>

施策 Ⅱ

子育てサービス・幼児教育の充実

(1) 目標とする姿

子どもや家庭のニーズに応じた子育て支援サービスが提供されています。また、すべての子どもに対して、幼児期に必要な多様で質の高い教育・保育が提供されています

安心して子育てに臨めるように、ライフスタイル\*の変化や就労形態の多様化に対して、多様な保育サービスが十分に提供されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
保育施設における在園児保護者の満足度	多様な保育施設の整備により、ニーズに応じた保育サービスが提供できている状況を示すため	93%	100%	100%

(3) おもな取り組み

① 子育て支援の充実による負担の軽減

(担当：子ども教育部 子育て支援分野、保育園・幼稚園分野ほか)

子育て家庭のそれぞれのニーズに応じた病児・病後児保育事業、一時預かり事業\*、子育て短期支援事業\*、利用者支援事業\*等の実施により子育て支援の充実を図るとともに、保育園や幼稚園で子育て相談や子育て教室を実施し、育児のノウハウを在宅乳幼児の保護者に提供し、育児不安の解消等子育て支援を実施します。さらに多子世帯への補助や子育て支援を充実することで、子育ての一層の負担軽減を図ります。

また、被虐待や養育支援家庭児童に対する相談機能の充実や障害児通所施設等との連携による対応の強化を図るほか、保育施設における子育て家庭への支援の拡充を図ります。

## ② ひとり親家庭への支援

(担当：子ども教育部 子育て支援分野)

ひとり親家庭が様々なサービスを活用して安心・安全に自立した生活を営み、子どもが健全に成長できるよう支援します。

ホームヘルプサービス事業による日常生活の支援、自立支援給付金事業等による就労支援、母子生活支援施設における母子家庭自立支援及び子どもショートステイ事業等による養育支援を行います。

## ③ ライフスタイル\*に応じた保育の拡充

(担当：子ども教育部 保育園・幼稚園分野)

区立保育園の民営化を進め、民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図ります。加えて、民間保育施設を誘致し、保育ニーズにあわせて、適切な整備を進めていきます。また、認可外保育施設が、認可保育施設へ移行する場合には必要な支援を行い、保育サービスの供給を増やしていくとともに、施設に対する指導検査により、質の確保を図ります。

認定こども園\*の整備や私立幼稚園の預かり保育事業への支援と一時預かり事業(幼稚園型)\*を進めることで、様々なライフスタイル\*の家庭が幼稚園を一層利用しやすくなるようにします。

## ④ 幼児教育の充実


(担当：子ども教育部 保育園・幼稚園分野)

職員の能力、専門性の向上を図るための合同研究や研修、情報共有を進め、幼稚園や保育施設等における幼児教育の充実を図ります。

さらに、保育施設と幼稚園、小学校を中心とした保幼小の連携を基盤に、多様な保育施設・事業との連携を進めます。

### 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
○ 病児保育の整備 誘導、病後児保育の 拡充			

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育施設における地域子育て支援の充実</li> <li>○ 多子世帯への支援の検討</li> <li>○ 日常生活支援、就労支援、自立支援、養育支援の充実</li> <li>○ 預かり保育・一時預かり事業（幼稚園型）*の拡充</li> <li>○ 保育所及び地域型保育事業*の誘致</li> <li>○ 区立保育園の民営化推進</li> <li>○ 事業所内保育事業*の仕組み構築・実施</li> <li>○ 認可保育施設移行に向けた支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多子世帯への支援の実施</li> <li>○ 保育所における休日保育事業の拡充</li> <li>○ 認定こども園*の誘致</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区立幼稚園の認定こども園*への転換</li> </ul>	<div style="text-align: center; margin-top: 100px;">  </div>

戦略Ⅳ 生きる力・担う力育成戦略 (育つ伸びるなかの)

展開2 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち

《10年後のまちの姿》

「自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 子どもたちは、グローバル化のより一層の進展に対応できる、確かな学力、体力、コミュニケーション能力と社会規範を身に付けるとともに、自他を尊重する態度が育っています。
- 子どもたちは、基礎から応用段階まで自ら学ぶ力を身に付け、思考力や判断力、表現力など各自の個性を伸ばしています。
- 学校と地域が連携・協力する体制が整い、子どもたちは多様な体験や学習に取り組んでいます。
- 特別な配慮を必要とする子どもたちを含めたすべての子どもたちが、個々に応じたきめ細やかな教育を受け、地域の中で交流しながらその可能性を伸ばしています。
- 子どもたちの成長期の心の問題への多様な支援体制が整っています。
- 家庭や学校、地域の協力した取組によって、子どもの体力が向上しています。
- 豊かな食文化を身につけ、子どもが健やかに育っています。

《現状と課題》

今後、グローバル化が一層進む中、多種多様な価値観や考え方を認め、活用できる人材の育成が求められています。自他の生命・人権を尊重する態度や基本的なルールやマナーなどの規範意識の向上を図り、優れた自国の歴史・文化に深く触れ、体験や地域社会との交流を深めるとともに、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む必要があります。

そのためには、乳幼児期から小学校、中学校へかけての連携した教育が課題となっています。保育園・幼稚園と小学校の連携を進め、児童の義務教育への

円滑な接続を図るとともに、小学校と中学校の連携をさらに進め、9年間の学びの連続性を踏まえた知徳体のバランスが取れた教育を行い、子ども一人ひとりの可能性を伸ばすことが求められています。また、特別な支援が必要な児童・生徒が個々の状況に応じた教育を地域で安心して受けられる環境整備が必要です。

さらに、学校・地域・家庭の連携により、地域やボランティアの活動を活かし、地域に根差した特色ある学校運営を展開することで、次代を担う子どもたちを社会全体で育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図ることも求められています。

### 《施策の方向》

ア 自らの道を切り拓き、生きる力を支える学力・社会性等の習得をめざした教育の展開

イ 家庭・地域・企業など学校を取り巻く様々な人々の連携による教育の充実

ウ 発達の課題や障害のある子どもの教育の充実

エ 子どもの体力向上

施策 ア

自らの道を切り拓き、生きる力を支える学力・社会性等の習得をめざした教育の展開

(1) 目標とする姿

一人ひとりに応じたきめ細かな教育により、子どもたちが意欲的に学び、自ら考え課題解決する力、豊かな人間性、確かな学力、コミュニケーション能力等を伸ばしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
学力調査項目（全 86 項目）のうち、7 割以上の児童・生徒が目標値を達成した項目の割合	児童・生徒の学力の状況を示すため	44.2% (26 年度)	70%	80%

(3) おもな取り組み

① 学校教育の充実

（担当：教育委員会事務局 学校教育分野）

生涯にわたり学習する基礎を培う学校教育を充実し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得し主体的に学ぶ態度を養い、課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を育みます。さらにグローバル化や情報化の進展を見据え、理数教育、外国語活動や英語教育を充実し、異文化交流などによりグローバル人材を育成するとともに、情報通信機器の効果的な活用により、児童・生徒の情報活用能力の習得を図ります。

学校支援ボランティアの活用などにより、個に応じたきめ細かな指導の充実を図り確かな学力を育成していきます。

人権教育・道徳教育・心の教育の推進や日本の自然・歴史・文化の体験、地域の人々との交流を通じて、規範意識、社会貢献の精神、国や郷土を愛する心、コミュニティ意識を高め、豊かな人間性や社会性を育みます。

教育の第一義的責任を担う家庭を支援し、家庭や地域と連携して学習習慣や生活習慣の定着を図る取組を推進します。

さらに、家庭の不安への相談や地域・社会で支える体制の整備を進めます。乳幼児との交流や保育体験などを通じ、命の尊さや心身の発達に関する知識を学び、将来の子育てに対する期待や意欲を育むとともに、職場体験等の体験活動を充実し、様々な教科・領域を通じて、児童・生徒が勤労観や職業観を養い、社会的・職業的自立に向けた取組を進めます。

### ② 学びの連続性を踏まえた連携教育の推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野 子ども教育部 保育園・幼稚園分野)

小中連携教育の推進計画に沿った取組を実践し、小中連携教育を推進します。義務教育 9 年間の学びの連続性を踏まえた児童・生徒の学力向上、体力向上、心の教育の充実を図り、児童・生徒一人ひとりを伸ばす教育を実践します。

保育施設と幼稚園、小学校を中心とする保幼小の連携を基盤とした、子ども同士の交流、教職員合同研修など多様な保育施設・事業との連携を進めます。

### ③ 質の高い教育環境の整備

(担当：教育委員会事務局 子ども教育経営分野、子ども教育施設分野)

学校再編を着実に推進することで、一定の児童・生徒数や学級数を確保し、子ども同士の交流など集団活動の良さを生かした活気あふれる学校運営を進めます。また、小中学校の通学区域の整合性を図り、小学校と中学校の 9 年間を見通した連携教育を推進します。

学校施設・設備等の整備を進め、安心・安全で快適な教育環境を提供します。



実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
<p>○英語、理数教育の推進</p> <p>○小中連携教育の推進、乗り入れ指導の充実</p> <p>○保幼・保幼小連携スタンダードプランの作成・実践</p> <p>○統合新校の開設（3校） 中野神明小と新山小 多田小と新山小 大和小と若宮小</p>	<p>○小学校における一部教科担任制の導入</p> <p>○統合新校の開設（2校） 桃園小と向台小 第三中と第十中</p>	<p>○中野区の特徴を活かした教育課程の編成</p> <p>○統合新校の開設（2校） 上高田小と新井小 第四中と第八中</p>	<p>○統合新校の開設（1校） 鷺宮小と西中野小</p> <p>○平和の森小移転整備（法務省矯正研修所跡）</p>

施策 **イ**

家庭・地域・企業など学校を取り巻く様々な人々の連携による教育の充実

(1) 目標とする姿

保護者、地域住民が学校教育・運営へ一層参加するなど、外部に開かれた学校経営を行うことにより、学校の教育活動が活性化されています。

学校が、地域の活動の拠点となり、より密接な連携の中で子どもたちを育てています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
「学校は、保護者や地域の方の意見や願望を受け止め、学校改善に生かそうとしている」と考える保護者の割合	保護者等の学校運営への参加と外部に開かれた学校経営の状況を示すため	小学校 74.8% (26 年度)  中学校 67.6% (26 年度)	80%	90%

(3) おもな取り組み

① 地域と連携した学校教育、地域の子育て活動の推進


(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

大学等との連携を強化し、学生ボランティアを活用して教育活動の活性化を図ります。また、中学校区毎に第三者評価\*を実施し、学校経営を外部から評価し、改善につなげていきます。

学校支援会議を強化し、学校・地域・家庭が連携・協働して学校教育の充実や多様な体験活動が展開できる体制を整備します。また、地域での体験活動等を

通じて、児童・生徒が地域の中で学ぶ機会を増やすとともに、地域住民による学校の教育活動への積極的な参加を促し、教育活動の活性化を図ります。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
<p>○学校支援会議の強化と学校・地域・家庭による連携・協働の体制づくり</p> <p>○中学校区ごとの第三者評価*実施に向けた検討</p>	<p>○中学校区ごとの第三者評価*の実施</p>		

施策 ウ

発達の課題や障害のある子どもの教育の充実

(1) 目標とする姿

すべての子どもが、地域とともに学び、育つとともに、一人ひとりに応じたきめ細かな教育により、個性や可能性を伸ばしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
「学校は、特別支援教育*や発達障害等に関して保護者への説明を行っている」と考える保護者の割合	発達や障害に応じた教育や保護者への説明が行われていることを示すため	小学校 56.6% (26 年度)  中学校 53.7% (26 年度)	80%	90%

(3) おもな取り組み

① 特別支援教育\*の推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

就学相談など特別に支援を必要とする子どもの相談体制の充実を進めます。副籍制度\*を活用して、一人ひとりの個性を認め合う活動を工夫します。また、特別支援教育\*の充実により、障害のある人への理解を深めていきます。

中学校の情緒障害等通級指導学級\*を増設します。全小中学校に特別支援教室を設置し、巡回指導と通級指導によって、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行います。

② 配慮の必要な児童・生徒と不登校児童・生徒への支援の充実

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

幼稚園・保育施設、小・中学校に日本語指導員などを派遣し、日本語指導が必要な幼児・児童・生徒及びその保護者の支援にあたります。

専門的な知識と経験をもつ職員による巡回支援により、不登校児童・生徒への個別的な支援を行うとともに、適応指導機能と教育相談機能の融合を図り、より適切な方法により支援を行います。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校特別支援教室の全校設置</li> <li>○中学校への特別支援学級（情緒障害等）設置について検討</li> <li>○巡回支援の実施等、不登校対策の充実</li> <li>○日本語適応指導の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教室における巡回指導充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校へ情緒障害等通級指導学級*の増設</li> <li>○スクールソーシャルワーカー*の増員による相談、支援体制の充実</li> <li>○第三中と第十中の統合新校に子ども家庭支援センター機能と教育センター機能を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校へ特別支援教室の設置</li> </ul>

施策 Ⅱ

子どもの体力向上

(1) 目標とする姿

子どもたちには、生涯にわたって健康を保持することの大切さを認識する取組により、健康的な生活習慣が定着しています。

また、食育の充実が図られ、子どもたちに自分の健康を高めていくための望ましい食生活の習慣が身についています。

さらに、学校生活や日常生活の中で、遊びや日常的な運動を誘発する取組によって子どもの体力づくりを推進していきます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
体力テストで目標（中野スタンダード*）を7割以上の児童・生徒が達成した種目数（小6・中3）	児童・生徒の体力の状態の推移を示すため	小6 8/16種目 (26年度)	小6 12/16種目	小6 16/16種目
		中3 12/18種目 (26年度)	中3 15/18種目	中3 18/18種目

(3) おもな取り組み

① 体力向上させる取組の推進

（担当：教育委員会事務局 学校教育分野ほか）

各学校で、スポーツテストの結果を体力向上プログラムに適切に反映するほか、民間スポーツクラブ、中野区地域スポーツクラブ\*等との連携による運動プログラムの提供や指導を行い、乳幼児から健全な生活習慣を身に付けられるよう支援します。

アスリート等を活用し授業を改善するとともに、日常的な運動を誘発する、環境や設備等を整備します。

また、オリンピック・パラリンピック教育をはじめ、児童・生徒に運動への関心と意欲を高めさせるとともに、保護者・地域の体力向上への意識啓発を図ります。

さらに、休み時間・放課後の外遊びの推進やキッズ・プラザ、放課後子ども教室\*の取組、子どもの自発的な運動を誘発するための環境の整備などにより、遊びを通じた体力づくりの推進を図っていきます。

保育施設や幼稚園等において、運動遊びプログラム\*の取組を進めることで、体を動かすことが好きな乳幼児を育みます。


## ② 食育・健康教育の充実

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野、健康福祉部 健康・スポーツ分野)

自ら健康の保持・増進に努める児童・生徒を育成するために、養護教諭、栄養教諭、学校栄養士を中心として、組織的に食育や健康教育を推進します。栄養や望ましい食習慣、人格形成に関わる食文化など、正しい知識を習得するとともに、自分の体力や身体の状態に応じて実践しやすい取組の習得を図ります。

また、講演会等の実施により、正しい知識の普及啓発や健康への関心を高めるとともに、生活習慣に関連した健康課題を抱えた子どもの健康づくりを推進するほか、給食試食会等を実施し、給食の目的や内容への理解を深め、食育を推進し、学校保健委員会等の活用により保護者の意識啓発を図ります。

実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
<p>○スポーツ・コミュニティプラザ等における子ども向けメニューの拡充</p> <p>○休み時間、放課後等の遊びを通じた体力づくりの推進</p> <p>○運動遊びプログラム*(4~5歳児)の活用</p> <p>○運動遊びプログラム*(0~3歳児)の作成</p> <p>○地域スポーツクラブ*による中学校の部活動支援の方策検討・実施 【再掲VI-1】</p>	<p>○アスリート等を活用した運動・スポーツの気運の醸成</p> <p>○運動遊びプログラム*(0~3歳児)の活用</p> <p>○中学校の部活動支援の拡充 【再掲VI-1】</p>	<p>○学校と連携した運動プログラムの仕組みの構築</p>	<p style="text-align: center;">  </p>



戦略Ⅳ 生きる力・担う力育成戦略 (育つ伸びるなかの)

展開3 学びと文化を創造・発信するまち

《10年後のまちの姿》

「学びと文化を創造・発信するまち」として基本構想で描く10年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 地域に根づく文化・芸術の振興が図られ、その成果が幅広く区民に共有されています。
- 区民は、地域や社会に貢献し続けられるよう、学びの機会を活用しています。
- 中野に息づく歴史、伝統文化の魅力が広がり、区民はそれらに親しみ、誇りを持って継承しています。
- 学校と図書館が連携した読書活動を推進することにより、子どもたちは読書に親しみ、豊かな創造力と生きる力を育んでいます。
- 図書館は、地域性ととともにその専門性を高め、各館の個性に即した文化・情報の拠点として区民の仕事や暮らしを支援しています。

《現状と課題》

中野区の歴史・伝統文化に対する区民の関心は必ずしも高いとはいえないため、これまで以上に区の歴史的特性や文化財などを区民に啓発する必要があります。区民の中野への愛着を深めるような普及啓発事業の展開を図ります。

地域参加や社会貢献に向けた生涯学習の場を充実する必要があります。

グローバル化、情報通信技術（ICT）の進展などの社会環境の変化により、区民が自ら必要な情報を選択し入手することが重要となっています。中野のまちに集う学生、ビジネスマン、外国人などを含むあらゆる区民が必要とする情報を的確に提供し、区民の学びと自立を支え、生活や地域の様々な課題の解決を支援する役割を強めていかなければなりません。そのためには、各図書館の役割分担を明確にして、より高度な要求にも対応できる機能が求められています。

また、家庭・学校・地域との連携による子どもの読書活動の推進や地域団体の活動支援のほか、区民の地域への愛着の形成や、観光・地域活性化を図るため、地域の歴史・文化を発信する拠点としての機能を充実していく必要があります。

### 《施策の方向》

#### ア 文化・芸術・生涯学習活動の支援

##### イ 魅力ある図書館運営の推進

施策 **ア**

文化・芸術・生涯学習活動の支援

(1) 目標とする姿

生涯学習の機会が地域の中に広がり、地域人材活用や健康・生きがいがいづくりにつながることで、区民が自分らしくいきいきと暮らしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
まな VIVA ネット*による団体活動情報等の発信件数	区民の活動の状況を示すため	807 件 (26 年度)	900 件	1000 件
なかの生涯学習大学を卒業後、地域活動に参加した人の割合	なかの生涯学習大学卒業後に地域活動に参加している実態をあらわすため	80.5% (26 年度)	85%	90%

(3) おもな取り組み

① 地域の歴史・伝統文化の保護、継承

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

歴史民俗資料館等を拠点として、各種企画展示・講座や体験学習などの経常的な普及活動のさらなる充実を図ります。また、大学等関連諸機関との協力により事業展開を図り、哲学堂公園周辺まち歩きルートを活用したまち歩き事業を活性化していきます。

さらに、散逸・消滅しつつある歴史・文化遺産に対する文化財指定による保護と活用、無形民俗文化財の継承のための継続的支援とともに、当該資源が観

光、にぎわいの資産となるよう働きかけを行います。

## ② 生涯学習の活動の促進

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

区民の誰もがその生涯にわたって、社会貢献するための学習の機会や場を持つよう、区内の大学、専門学校、民間企業、NPO等と連携します。また、既存の大学の生涯学習講座とも連携した啓発等を行っていきます。

また、生涯学習大学卒業者等が、そのスキルを活かし、町会・自治会活動、ボランティア活動等に気軽に参加できるように、学習内容や具体的な活動への導入の仕組みを拡充していきます。

地域で活動するグループの生涯学習情報への登録促進と活動発表の場の確保を支援していきます。


また、地域団体の活動場所となり得る場の情報提供や利用促進を行い、自主活動の支援を図っていきます。

## ③ 若手芸術家が育ち、活動しやすい環境づくり

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

大学連携による講座などで音楽や美術、建築などの優れた文化・芸術に接する機会を設けるほか、乳幼児期から芸術に触れる機会を提供していきます。

### 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
○生涯学習大学卒業生と地域活動団体との連携の仕組みの構築	○生涯学習大学卒業生や、大学等の生涯学習講座で学んだ区民の地域活動への参加促進		
○哲学堂公園・学習展示施設整備 【再掲 I-2】	○哲学堂公園周辺等まち歩きルート の検討【再掲 I-2】	○哲学堂公園周辺等まち歩きルート 設定【再掲 I-2】	

施策 **イ**

魅力ある図書館運営の推進

(1) 目標とする姿

各館の魅力ある高い専門性に基づく蔵書構成により、文化・情報の発信や個々に応じた学びや仕事・課題解決を支援しています。

学校と図書館との連携した取組により、子どもの成長段階に応じた読書活動が推進され、児童・生徒の自主的・自発的な学習や読書活動が行われています。

区民の自主的な活動が図書館を中心に展開し、子どもから高齢者まで多様な読書活動が展開しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
図書館は学びや課題解決に役立っていると感じている利用者の割合	専門的なレファレンス・サービスや個性のある蔵書構成により、区民の学びと自立を支えている状況を示すため。	—	90%	100%

(3) おもな取り組み

① 個人や地域の様々な学習活動への支援

(担当：教育委員会事務局 子ども教育経営分野)

図書館は、地域の情報拠点として、区民の学びと自立を支え、各館の専門性に基づいて、生活や地域の課題解決を支援します。また、区にゆかりのある作家・文化人や観光資源情報、郷土に関する資料を収集・発信するほか、地域資料を電子化して提供します。


## ② 学校と連携した読書活動の推進

(担当：教育委員会事務局 子ども教育経営分野)

子どもや区民の利便性の向上を図るため、地域開放型学校図書館\*の整備を計画的に進めます。

子どもの読書活動を推進するため学校図書館を充実するとともに、学校・地域・家庭、図書館が連携し、子どもたちの自主的な読書活動の動機付け等を進めていきます。

### 実現へのステップ

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 図書館の専門性の向上と地域開放型学校図書館*の整備の推進</li> <li>○ 学校と図書館の連携推進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本町図書館・東中野図書館を統合し、第三中と第十中の統合新校へ整備</li> <li>○ 地域開放型学校図書館*の設置</li> </ul>	